

宮崎県公報
別 冊

平成29年3月23日に提出した平成28年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

平成30年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

商工観光労働部における財務事務の執行及び管理の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 未来を拓く！みやざき経営者養成塾（商工政策課）

○ 参加者の費用負担について（監査意見）

当該事業は、県内の若手経営者や事業後継者等を対象としているが、本来受講者が負担すべき部分まで宮崎県が補助対象とする必要があるのか疑問である。「経営力の強化」意欲の有無は受講者当人の問題であり、養成塾は廉価で行うのではなく適切な金額を徴収して行うべきである。

【講じた措置】

指摘内容を踏まえ、実施主体である（一社）宮崎県商工会議所連合会と見直しに向けた検討を行った結果、受講料については、平成29年度から引き上げを行った。

(2) 宮崎県中小企業融資制度貸付金（商工政策課 経営金融支援室）

○ 利子補給制度の導入の検討について（監査意見）

宮崎県では原資預託制度を利用しているが、近年の預託額は約300億円で推移しており、多額な資金負担となっている。他県においても利用実績のある利子補給制度の導入の優劣を検討することを提案する。

なお、制度融資にかかる資金融通を行うことが本制度の趣旨であることを鑑みると、貸付残高を超える預託額については返還請求を実施する必要がある。

【講じた措置】

県中小企業融資制度は、同制度が危機時において十分にセーフティネットとして機能し、対策の遅れによる中小企業の経営への影響を防止するため、過去の実績等も踏まえた予算規模としているところ。

本県では原資預託方式を採用しているが、融資制度の実施に際しては、取扱金融機関との連携・協力体制の構築が不可欠であるため、利子補給方式への移行については、金融機関との意見交換を十分に行うとともに、原資預託方式を実施していない他県の例を調査・研究しながら、効果的・効率的な融資制度の在り方について、検討してまいりたい。

また、一部の金融機関では、融資残高が預託額を下回る状況も生じたことから、ご意見を踏まえ、適正な規模の預託額の執行に努めてまいりたい。

(3) みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金

(商工政策課 経営金融支援室)

○ 産業振興機構への貸付金について（監査意見）

県から産業振興機構への貸付額が、産業振興機構における当該事業の当年度収支だけを見て決定されており、産業振興機構の手元資金の状況が考慮されていない。

このため、県から産業振興機構への貸付金が必要以上に多く供給されており、余剰資金が産業振興機構に滞留している。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰資金がゼロとなる運用を行うべきである。

【講じた措置】

みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、平成27年3月の「小規模企業者等設備導入資金助成法」の廃止に伴い、県に対する国の助成がなくなったことにより、平成27年4月に本県単独の貸付制度として新たに創設したものであるが、同法廃止以前の債権が存することから、同法廃止以前と同様、小規模企業者等への資金貸与機関を産業振興機構とし、県は同機構に対し貸与資金の原資（全額）を貸し付けることとしている。

このため、新制度において同機構は、同法廃止以前と同様、貸与資金の原資を負担することではなく、貸付申請者の申請内容や財務状況等の審査や債権回収といった管理業務を行うこととしていることから、県から同機構へ同資金を貸し付けるに当たり、同機構の手元資金の状況については考慮しないこととしている。

なお、当該貸付金については、毎年、年度当初に予算額全額を同機構へ貸し付け、翌年度当初に余剰資金を回収している実態にあることから、今後、必要以上の資金が同機構に滞留することのないよう留意してまいりたい。

○ 小規模企業者等設備導入資金特別会計のあり方について（監査意見）

当該事業の歳入・歳出は、中小企業高度化資金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。一つの特別会計に両事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減てしまっている。同特別会計のあり方を改めるべきである。

【講じた措置】

当該特別会計においては、みやざき小規模企業者等設備導入資金事業と中小企業高度化資金事業の貸付金の原資（一般会計からの繰入金、貸付金の償還金）や一般会計への繰出金、国負担分の償還金など、歳入・歳出を事業毎に明確に区分している。

この2つの事業は、共に小規模企業者等の振興に資することを目的としていることから、同一の会計で管理していくことが望ましいため、引き続き、両事業を合わせた一つの特別会計で管理していきたい。

(4) 中小企業高度化資金事業（商工政策課 経営金融支援室）

○ 特別会計のあり方について（監査意見）

当該事業の歳入・歳出は、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。一つの特別会計に両事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減してしまっている。

同特別会計のあり方を改めるべきである。

【講じた措置】

当該特別会計においては、みやざき小規模企業者等設備導入資金事業と中小企業高度化資金事業の貸付金の原資（一般会計からの繰入金、貸付金の償還金）や一般会計への繰出金、国負担分の償還金など、歳入・歳出を事業毎に明確に区分している。

この2つの事業は、共に小規模企業者等の振興に資することを目的としていることから、同一の会計で管理していくことが望ましいため、引き続き、両事業を合わせた一つの特別会計で管理していきたい。

(5) 県営国民宿舎運営事業（観光推進課）

○ 特別会計のあり方について（監査意見）

指定管理者制度が導入される以前は、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている状況にあり、一般会計とは区分して経理し、収支の状況を継続的に把握することが必要だったと考える。しかし、指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者の収入として取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。

当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。

【講じた措置】

地方財政法により、公営企業の経営については、その経理を特別会計を設けて行うこととされており、国民宿舎運営については、地方財政法施行令において、公営企業のうち観光施設事業にあたる。

現在は、指定管理者制度を導入し運営しているが、同制度も公営事業の運営の一つであり、地方財政法に基づき、特別会計を設けて一般会計と区分して経理する必要があると考えている。

(6) みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業（観光推進課）

○ 補助金の申請書に添付すべき書類の作成日について（指摘事項）

補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から「特別徴収実施確認・開始誓約書」が提出されているが、添付されている「領収証書」の日付が、「特別徴収実施確認・開始誓約書」の提出日よりも遅い日付となっている。

書類の日付に齟齬が生じている場合には、書類が適時に提出されていないのではないかとの疑念を持たれかねないため、提出される書類の日付は厳密に確認すべきである。

【講じた措置】

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会へ添付書類の日付等に齟齬が生じないよう指導を行うとともに、受理時の審査において厳密に確認することとした。

○ 岁出予算見積書と事業計画書の相違について（監査意見）

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。

【講じた措置】

今後は、いただいた意見を参考に、これまで以上に予算見積の精度を高めるよう努めていきたい。

○ 助成費用以外の支出について（監査意見）

ふるさと旅行券は国民への周知も十分行きわたっており、販売直後に売切れとなるような人気商品である。その実態から考えると、県内の宿泊施設で利用される旅行券自体の助成費用を重視し、広告費用等は最低限とする必要がある。

また、ふるさと旅行券の販売媒体としてコンビニ3社を利用しているが、各社でインセンティブ率は異なっている（6～8%）。

宮崎県を訪れる観光客の効率的な集客の観点からは、入札制度等に鑑み、インセンティブ率が一番低いコンビニのみを利用することも一案である。

【講じた措置】

当該事業は、広告費用等については、概ね3割以内との目安が国から示されており、新規誘発効果を促進するための最低限の費用を執行した。

コンビニ3社の選定については、広く購入機会を設定するため、全国展開している大手コンビニ3社で販売することとしたが、今後、同様の事業が実施される場合には、提示された意見を参考とし、より効果的な方法等について検討したい。

(7) みやざきに来んね！神話のふるさとみやざきPR事業（観光推進課）

○ 歳出予算見積書と事業計画書の相違について（監査意見）

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。

事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。

【講じた措置】

今後は、いただいた意見を参考に、これまで以上に予算見積の精度を高めるよう努めていきたい。

○ 市町村への均一な支援の合理性について（監査意見）

事業計画の内訳として、市町村イベント（1,000千円×26市町村）への支援がある。

安易に市町村一律1,000千円支援するのではなく、市町村の実態も加味したうえで、それぞれの支給金額を決定することが有効性及び効率性の観点から必要である。

【講じた措置】

ふるさと旅行券による受益は県下全市町村において同等の機会を得られたものであり、県民及び県外観光客の宿泊を中心に、食や物産も含めた幅広い消費効果を狙ったものである。各市町村におけるアイデア、企画等の競争も期待したものもあるが、今後は、同様の事業が実施される場合は、提示された意見を参考とし、より効果的な支援方法について検討したい。

(8) MICE誘致総合対策事業（観光推進課）

○ 事業効果について（監査意見）

MICE 誘致に重点的に取り組んではいるものの他県との競争が激しく、突出した効果は得られていないのが現状である。本事業の内容は、MICE開催経費補助、誘致体制強化及び誘致活動実施が柱であるが、開催件数の増加を目指すのであればアフターコンベンションの整備・充実も併せて検討する余地がある。

開催経費補助事業において予算の未消化が生じてしまっている事実からも、事業資金の使途の転換を検討する必要がある。

【講じた措置】

アフターコンベンションの整備・充実については、誘致競争を勝ち抜くための課題であると認識しており、官民一体となった検討を行うためみやざきMICE推進協議会において、本年2月に市町村観光協会や大学、企業をメンバーとしたワーキングチームを発足したところである。

事業の予算残が生じていることについては、予算の減少や大規模MICEの開催予定等で減少する見込みであるが、限られた予算を有効に活用し、今後も効果的なMICEの誘致に努めていきたい

(9) 東アジア等観光誘客推進事業（観光推進課）

○ 市町村の負担割合の公平性（監査意見）

当事業については市町村も事業費を負担しているが、各市町村の負担額の算定方法は均等割が10%、人口割が90%となっており、観光客誘致による経済効果享受の実態を反映するものとなっていない。

経済効果に合わせた費用負担割合の設定が必要である。

【講じた措置】

算定方法については、宮崎県町村会を事務局とする「宮崎県市町村負担金審議委員会」において決定している内容である。観光客誘致による経済効果享受の実態が反映するよう、ご提示いただいた意見については、宮崎県町村会事務局へ提示することとした。

(10) 魅力ある観光地づくり総合支援事業（観光推進課）

○ 青島オリジナルデザイン整備事業について（監査意見）

青島オリジナルデザイン整備事業の事業計画書によれば、当事業は青島に設置されている案内サインの現状把握と、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信を行うことを目的としている。しかし、この事業成果は、デザインポリシー策定体制の構築であり、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信という目的からは明確でない。

事業主体は宮崎市であるが、事業費を負担する以上、達成すべき事業成果を計画段階で確認し、予算申請及び決裁を行う必要があった。

【講じた措置】

青島のイメージを統一するため、その手法の一つとしてオリジナルデザインに注目し、その効果的な活用等も含めて、地域内外から集まつた参加者と共にワークショップも交えた研究会を行ったものであり、Webサイトやタブロイド紙の発行など情報発信も一つのオリジナルデザインの反映という観点も持っていたものではあるが、事業の効果とアウトプットについて、計画段階での県と補助事業者との認識が十分共有されていない点もあることから、今後は、意見にあるように、補助事業終了後も含めた全体スケジュール等を検討した上で、事業の決定を行っていきたい。

○ 「花旅みやざき」推進事業の効果の測定について（監査意見）

当事業では、日南の四季折々の花をPRし、観光客を誘致することを目的としてパンフレット・ポスターの作成等を行っている。しかし、予算を検討する際の事業効果目標の設定と、当事業を行った結果、どれだけ日南の観光客が増加したか等といった効果の測定が行われていない。まずは、効果の測定の指標となるKPI（重要業績評価指標）を設定し、当事業の活動の有効性を見つめなおすことが必要である。

【講じた措置】

今後、同様の事業が実施される場合には、事業効果が十分に得られるような目標値の設定等を取り入れていきたい。

○ 「ゆっ旅宮崎」推進事業のサイクルスタンドの設置場所について (監査意見)

当事業は、近年増加している国内外のサイクリストの誘致を目的として、日南海岸を自転車で観光できるようなサイクリング環境づくりの促進を行っている。

サイクルスタンドは、飲食店、宿泊施設や温泉等に設置されることから、今後の拡大戦略を考えた場合、スタンドを設置する受益者にも費用を負担してもらうことも一案である。

なお、費用を負担してもらうだけではなく、サイクリングロードを利用した地域活性化を受益者主体で実施することも有効と考える。

【講じた措置】

サイクルツーリズムは、今後本県における観光の一つの柱となるものと認識している。意見にもあるように、「サイクルスタンドのある店」などHPで紹介する代わりに、経済的な協力をお願いするなど、新たな可能性についても検討していきたい。

○ 都農ワイナリーフェスティバルの効果の測定について（監査意見）

「一村一祭」アピール事業のひとつに都農町の都農ワイナリーフェスティバルがある。この事業は宮崎市と都農町の間を無料で送迎バスを走らせることにより「都農ワイナリーフェスティバル」の誘致を図っているが、事業実績明細書にはこの効果により前年度に比べ何人の観光客が増加したか等が記載されていない。

当期の実績を翌年度に活かすためにも事業の効果を測定するKPIを設け、PDCAサイクル管理を実施すべきである。

【講じた措置】

今後、同様の事業が実施される場合には、事業効果が十分に得られるような目標値の設定等を取り入れていきたい。

(11) I C T産業総合力強化推進事業（企業振興課）

○ 事業進捗における協議体制について（監査意見）

I C T企業販路拡大強化事業について、県外企業の参加数は目標を上回っているものの、県内企業の参加数は目標を大きく下回っている。県外企業ありきで企画を進めたことが目標未達の要因となったと考えられる。

このような事態を防止するため、県は事業遂行中の各段階においてこれまで以上にモニタリングを行う必要がある。例えば商談会の参加企業数が目標に達しない場合は事前に県が報告を受けるといった協議体制づくりを検討してはどうかと考える。

【講じた措置】

県内I C T企業のニーズを十分にとらえたマッチングが行えるよう、県外企業募集前や県内企業募集前など、事業遂行中の各段階において受託事業者と一層綿密な協議を行うこととし、この旨を平成29年度の募集要項にも明記した。

(12) 機械技術センター運営事業（企業振興課）

○ 計画及び事業遂行状況の妥当性について（監査意見）

技術指導、技術講習会（参加者数）、設備利用、依頼試験において実績値が計画値比で7割を下回っており、達成状況に問題があるといえる。予算額（委託料）の妥当性を検討する必要がある。特に、委託料の半分近くを占める人件費について、現状の人員配置・勤務体制が過大なものとなっていないか、削減の余地がないか再検討する必要がある。

【講じた措置】

公共事業の減少等により依頼試験等は減少傾向にあるが、技術革新が進む中で、ものづくり品質向上支援や補助金獲得に向けたコーディネート等、企業ニーズに即した取組を積極的に推進する必要があり、専門人材等の配置は欠かせない状況となっている。計画の数値目標については、指定管理者の募集時期（H30）での見直しを念頭に、検討していきたい。

(13) 農業生産・食品製造システム技術開発支援事業（企業振興課）

○ 事業にかかる目標設定と事業効果について（監査意見）

県内事業者のマッチング支援により、農業者・食品加工業者のニーズに合った機械の製作及び普及を通じて、農業者・食品加工業者の生産の拡大及び機械業者の販路拡大・経営の安定化を図ることを目的としているが、事業計画段階における県内の対象企業数、目標マッチング数及び目標成約数の設定がない。平成27年度の事業実績からは委託料に見合う事業効果が得られたのか疑問である。

成り行きではなく、目標に基づく実績管理を実施する必要がある。

【講じた措置】

当事業は、平成27年度で終了しており、平成29年度は同様の事業は実施していない。今後、同様の事業を実施する際には、事業効果が十分に得られるよう、目標数値を設定し、目標に基づく実績管理を実施したい。

(14) 中小企業労働者支援融資事業（雇用労働政策課）

○ 報告事務の簡素化について（監査意見）

月々の融資件数は数件しかなく、しかも教育資金という性格から融資は2、3月に集中している。

宮崎県中小企業勤労者支援融資要綱には、「金庫は、毎月の融資状況を融資状況報告書（別記様式）により、翌月の15日に知事に報告するものとする。」とあることから無駄な事務作業が発生している。

月次の報告は電子メールで担当者がこれを受領し、書面による正式な報告は年度末1回とするなど、要綱を見直して報告事務の簡素化を図るべきである。

【講じた措置】

中小企業勤労者支援融資事業における九州労働金庫宮崎県本部（以下「労金」という。）からの当該貸付け状況の月次報告については、今後の推移の予測等に活用できると考える。

しかしながら、月次報告（年次報告は除く）については、ご意見を参考し、電子メールでの報告ができるよう労金と協議を行い、平成29年度以降の月次報告について、電子メールで報告するようにした。

(15) 就活アシスト！わかもの人財育成事業（雇用労働政策課）

○ 事業の組み立て方について（監査意見）

マッチング・定着支援事業は、新しい事業を既存事業の拡大部分と組み合わせたものである。この状況で業者選定を行えば、既存事業との連携が必要になることから、既存事業を受注している業者が圧倒的に有利であり、公平性に欠ける事業の組み立て方であると言わざるを得ない。

【講じた措置】

マッチング・定着支援事業については、企画コンペを実施し、適正な審査を行った上で委託先を決定しており、公平性に問題はないと考えているが、委託事業を実施する上で公平性は重要な観点であると認識しており、今後の事業実施に当たっても十分に留意したい。

○ 複数年契約について（監査意見）

ヤングJOBサポートみやざきの運営委託事業については、複数年契約の導入を検討すべきと考える。複数年契約とすることによって、カウンセラーと利用者の信頼関係を構築しやすくなるだけでなく、カウンセラーによるサポートが充実したものになると考えられる。単年度契約の場合、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセリングが十分に行われていない可能性も考えられる。

長期的な契約であれば、就職者数だけでなく、離職率の低減も業績指標になり得る。

【講じた措置】

本事業については、利用者ごとに、個人に関する情報、学歴や取得免許・資格、職務経歴等の就業に関する情報及び利用日ごとの相談内容について記録をまとめしており、一貫性のある継続的な支援を実施しているところである。

また、業務の委託にあたっては、利用者の利便性を損なわないよう円滑な引継ぎに努めることとしており、単年度の契約ではあるが、利用者への継続的な支援体制を確保しているところである。さらに、利用者の相談業務を行う相談員については、高い専門性や経験が必要であることから、委託先には、キャリアコンサルタントの資格を有する人材の配置を求めており、利用者に対し十分な支援ができる体制を取っているところである。

県としては、ご意見のあった離職率にも注目しながら、県内の雇用状況の改善に努めていきたいと考えている。

(16) おもてなし人材育成事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業）（雇用労働政策課）

○ ジョブカフェのカウンセリング機能について（監査意見）

新規雇用者7名のうち4名が半年もしないうちに退職している。この人たちとはジョブカフェでキャリアコンサルタントのカウンセリングを受けていると思われるが、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセリングが十分に行われていない可能性も考えられる。

これについては、ジョブカフェで支援した就職者のその後の状況を追跡調査し、短期間での離職率が高ければ、ジョブカフェのカウンセリング機能に問題があると推測される。

【講じた措置】

今後も、雇用情勢をしっかりと把握し、定着率の向上に向けた施策に取り組むとともに、関係機関と連携して、ジョブカフェの機能向上を図っていく。

○ 労働政策のあり方について（監査意見）

仮にジョブカフェのカウンセリング機能に問題がないとするならば、ホテル業界における職場定着率に問題があると考えられる。地域人づくり事業に照らして言えば、重要なのは雇用拡大ではなく待遇改善ということになる。平成27年度の地域人づくり事業一覧をみると、雇用改善に重きを置いた形になっている。

地域人づくり事業は平成27年度で終了するが、雇用拡大か待遇改善かという観点は、今後の事業立案にあたっても有効な視点だと考える。

【講じた措置】

今後も、雇用情勢をしっかりと把握し、課題解決に向けて有効な施策を構築していく。

○ 研修に対する補助のあり方について（監査意見）

技能習得型の語学研修に対する望ましい補助金のあり方としては、「専門学校等の授業または教材の中から自分のレベルに合ったものを選べるようにし、研修費用は受講生もある程度負担するか、授業への出席率や検定試験の合格を条件に支給する。」というものであろう。

地域人づくり事業で助成金の交付は認められないというのであれば、語学研修は当該事業に含めるべきではなかったということになる。あるいは、研修回数を少なくして会話事例集を紹介する程度にとどめ、自己啓発型の研修として実施することも考えられる。

研修の内容によって補助金のあり方を検討することが必要である。

【講じた措置】

県内宿泊施設等において外国人観光客を受け入れるための語学習熟については、今後も継続した取組が必要であり、今回の指摘を踏まえ、効果的な補助事業のあり方について、今後に生かしていきたい。

（17）女性活躍応援事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費

地域人づくり事業）（雇用労働政策課）

○ 事業計画について（監査意見）

委託先が作成している事業計画書は県が作成している費用積算内訳書よりも会場使用料、講師、保育士報酬が少額となっているが、参加者が満足するような十分なセミナーの開催が計画されていたか疑問である。

また、参加者を集めるための広報手段は、時代の流れに合わせるとともに、低予算でより多くの参加者を集める有効な手段を検討する必要がある。

【講じた措置】

費用積算内訳書と事業計画書において差異が生じている項目はあるが、参加者アンケートで参加者の満足度は非常に高いセミナーが実施されたと考えている。

また、広報については、県広報媒体を通じたインターネットやSNSの活用を図ったところであるが、参加者アンケートでは、実際の集客には大きな影響はなく、テレビ等の既存のメディアとの複数の広報により知ったとの意見が多かったところである。

しかしながら、今後、費用積算と事業計画との乖離がなくなるよう、また、広報についても考えられる様々な手段を利用するなど、低予算で、かつ、効果的な方法を引き続き検討していきたい。

○ 事業実績報告書における評価について（監査意見）

事業計画書と実績報告書におけるセミナー参加人数及び雇用創出数は大きく乖離しているが、県の検査調書では「適当と認める」との記載があるのみである。

事業の目的自体は評価されるものであるが、県の予算は限られたものであるため、事業の目標を達成するための詳細な計画が必要であり、実績との間に大きな乖離を生じているのであれば、翌年度以降の事業内容や予算の見直しが必要である。

【講じた措置】

セミナー参加者数の計画と実績において乖離が見られるが、上記に述べているように、インターネットやSNSなど当時考えられる手段で広報したにも関わらず、計画を下回る参加者数となった。

雇用創出数については、保育の関係などすぐの就業が難しい事情もあったが、実際の参加者総数に占める就業率は4割を超えて、一定の効果はあったものと考えている。このことから、今後の予算積算等において、参加者の募集について、より効果的な方法等を検討していきたい。

(18) 企業誘致推進ネットワーク拡充事業（企業立地課）

○ 事業の効率性について（監査意見）

コーディネーターの活動による誘致件数は少数にとどまっており、当事業の効果・効率性に疑義が生じるところである。企業立地課が行っている企業誘致に係る別の事業は同程度の事業費でより高い効果をあげているが、平成28年度においては事業規模が縮小される。実績を踏まえた効率性の観点から鑑みると、企業誘致推進ネットワーク拡充事業に充てる予算を当該別事業に充てたほうが有効であるといえる。当該2事業は継続されるが、各事業への予算配分は効率性を踏まえて判断することが必要である。

【講じた措置】

「ネットワーク拡充事業」は平成28年度から各業界に関する知識や人脈等が豊富で、分野を超えて幅広く企業にアプローチできる法人に業務を委託する方法に変更し、コーディネーターの活動が県外からの新規立地2件に繋がったところである。

法人への委託により、企業を訪問できる人数も増え機動性が高まるメリットも生じている。効率性も踏まえた予算配分は重要な観点と認識しているが、一定期間効果を見極めた上で十分な検討を行いたい。

(19) 企業立地促進補助金（企業立地課）

○ 補助のスキームについて（監査意見）

当事業の性質上、各年度の必要予算額を正確に予測することは難しい。企業への訪問等によりある程度の見通しは立てているものの、立地企業の都合により急遽不用額が生じることもあるのが現状である。しかし、県全体としての予算有効活用という観点から未消化予算を極力削減するため、基金方式や事業主体を他の組織にするといったスキームの導入を検討する必要がある。

【講じた措置】

御意見のあった「基金方式」については、補助金方式に比べ、単年度の支出変動を吸収できる効果はあるが、基金として積みたてている間の資金の有効活用の観点や今後の企業立地の進捗により資金が不足する可能性などの課題がある。

また、「事業主体を他の組織とする方法」については、新たな事業主体をどこにするかという課題とともに、当該主体が補助金の受付・審査事務を執行し、補助金の原資となる資金を調達するコスト（事務職員の人工費、借入金利や印紙税等の必要経費など）が生じ、結果的に補助金方式よりもコストがかかる課題がある。企業立地促進補助金は、立地した企業の件数、立地後の事業計画の進捗や雇用者の確保など様々な要因で当該年度に必要となる額が変動するが、引き続き適切な予算の確保と執行に努めていきたい。

(20) ふるさと名物商品PR事業（オールみやざき営業課）

○ 業務委託仕様書の記載について（指摘事項）

「宮崎の食と焼酎のPRと試食試飲会の企画運営業務委託仕様書」において、委託期間が「契約締結の日から平成27年3月31日まで」となっているが、他の資料との比較から、この委託期間の記載が誤っていると考えられる。業務委託契約者とのトラブルを回避することからも、適切に記載及び査閲を実施すべきである。

【講じた措置】

適正で間違いない契約内容とするため、契約書及び仕様書の記載内容について決裁時に十分なチェックを行うこととし、再発防止に努めていきたい。

○ 当該事業で実施された利用者に対するアンケートについて（監査意見）

今回の割引販売のうち、楽天のECサイト利用者については、アンケートの回答をすることが割引購入の条件となっていた。当該ECサイトを利用する前の段階にもかかわらず、当該ECサイトの感想を問う質問項目が用意されていたが、アンケートの構成が適切であったのかどうか、事前に利用者の目線で検討する必要があったといえる。

【講じた措置】

今後、同様なケースがある場合には、そのアンケート項目・内容が利用者目線のものとなっているか、複数の職員の視点からの検証を行うこととしたい。

○ アンテナショップのあり方について（監査意見）

アンテナショップは、さまざまな公益的な役割を担っているが、アンテナショップを取り巻く状況はその開設当時から大きく変化していると言える。こうした状況を踏まえ、アンテナショップの役割や位置づけを改めて評価し、これから時代に適応したより魅力的なアンテナショップの在り方を検討する時期になっていると考えられる。

【講じた措置】

現在、新宿コンネのリニューアルを進めており、様々な関係者との意見交換を重ねる等魅力的で様々な機能を発揮できる拠点づくりの整備機能強化に努めたい

(21) 世界に広げよう！グローバル展開支援事業（オールみやざき営業課）

○ 募集時の確認項目について（監査意見）

県全体としての予算有効活用の観点から、予算未消化が生じることは望ましくない。変更の主要な要因は、①予定した販路拡大の対象とする国数の変更（減）、②対象国への渡航回数の変更（減）、③現地の商品ニーズの事前調査不足による中止であり、実施内容の実行可能性及び事前調査を十分実施することにより予測できたものと考えられる。予定した事業内容が実施できていない状況であることから、最低限実施できる内容を立案するための事前検討が必要であったと考える。

【講じた措置】

予算の有効活用の観点から、今後は、補助金募集の際、事業の実行可能性の検証及び事前調査を十分に行うよう、事業者に対して、周知を図るよう努めることとする。

また、採択事業者についても、年度途中に進捗状況調査を実施し、減額や中止により一定の残額がある場合は、再公募等の対応により予算の有効活用を図るものとする。

(22) 香港メディアを活用した県産品PRプロモーション強化事業

(オールみやざき営業課)

○ 実行経費一覧表に記載された委託費について（監査意見）

実行経費一覧表には委託費16,385,096円が記載されているが、委託費の内容についてオールみやざき営業課担当者に質問した結果、この委託費は実質は香港のテレビ局による番組制作費であり、事業の一部を外部委託したものではないとのことであった。

資料を見た第三者は事業の外部委託と誤解する可能性があるため、今後は実態に即した科目名に変更できないかについて先方と打ち合わせすることが望ましい
【講じた措置】

勘定科目の設定については、委託先の取り扱いではあるものの、第三者に誤解を与えるかねない勘定科目の使用については、実態に即したものとするよう、今後、委託先を指導していくこととした。

○ 通販モールでの県産品テスト販売について（監査意見）

業務成果報告書の事業の内容の欄には通販モールでの県産品テスト販売が記載されているが、業務処理要領の業務内容には記載されていない。

業務契約書には主要な業務は業務処理要領に明記の上、双方が合意した上で実施し、詳細については甲の指示に従って行うものと読める記載があり、主要な業務については基本的に業務処理要領に記載するか、記載されなかったとしても別途、その内容については書面で残すべきであったと考える。

【講じた措置】

契約相手方が実施する予定の業務については、不足なく業務処理要領に記載するとともに、契約期間中に記載されていない他の業務を行うこととなった場合は、書面等により協議の経緯を記録することとした。

(23) 東アジアネットワーク拡充事業（オールみやざき営業課）

○ 業者選定理由の見直しについて（監査意見）

当事業は、業務処理要領により7つの業務を海外交流駐在員に行わせるものであるが、事業実績書の記載は報酬に見合うだけの業務が実施できているのか疑問が生じてもおかしくないものであった。一方で当事業は上海の法制度上、個人への業務委託が不可能なため、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターが上海に事務所を設置し、現地採用の従業員の給料を含む事務所の運営コストを県が負担している側面がある。

この実態に鑑み、同センターの選定理由と実際の駐在員の活動事例がマッチしているのか確認し、事務所運営に重きがあるのであれば同センター以外の業者の選定も検討する必要がある。

【講じた措置】

事業実績書の記載にあたっては、業務処理要領に則した実績の記載を行うよう委託先を指導していくこととした。

(24) 多文化共生地域づくり推進事業（オールみやざき営業課）

○ 事業費の有効活用及び県のHPの整備について（監査意見）

インターネットの各世帯への普及及びWi-Fi設備の普及により、県民は異文化理解はネットを通じて自主的に入手できる環境となってきている。利用者の環境変化に合わせて、効率的な情報発信方法を再検討する必要がある。

【講じた措置】

県庁ホームページのおすすめコンテンツに国際交流協会のバナーを登録して、アクセスの利便性向上を図るとともに、国際交流協会としてあらたにフェイスブックを開始し、効果的な情報発信に努めることとした。

(25) 海外渡航事務事業（オールみやざき営業課）

○ 事業費の抑制について（監査意見）

旅券事務に係る事業費は旅券発給手数料で賄えている状況が望ましいが、一般財源からも歳出を賄っている状況であることから、事業費を抑える方向を模索してはどうか。また、法改正により、都道府県の旅券事務の一部を市町村へ権限移譲することが可能になっており、市町村窓口で発給申請、交付できるようになっている。

申請者にとっては、交通費や時間などの負担軽減が図られるため、検討する価値があると考える。

【講じた措置】

本県では、宮崎パスポートセンター及び県内 6 カ所の県税・総務事務所に旅券窓口を設置し、県内 7 カ所で旅券事務を行っている。

また、宮崎パスポートセンターでは、旅券の日曜交付を行っているほか、椎葉村などの遠隔地における出張交付も行うなど、県民サービスの向上に努めている。

こうしたことから、現時点で、市町村から旅券事務の権限委譲を求める声は上がってないが、市町村課を通じて市町村の意向を確認しながら、希望する市町村があれば対応を検討する。

なお、監査人の意見にもあった受付時間の導入については、他県の事例も踏まえて前向きに検討したい。

(26) 特別会計のあり方について（複数の事業に関連する事項）

○ えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計について

（観光推進課）（監査意見）

指定管理者制度が導入され、スケート場の使用料収入が指定管理者のものとして取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。

【講じた措置】

地方財政法により、公営企業の経営については、その経理を特別会計を設けて行うこととされており、スポーツレクリエーション施設運営については、地方財政法施行令において、公営企業のうち観光施設事業にあたる。

現在は、指定管理者制度を導入し運営しているが、同制度も公営事業の運営の一つであり、地方財政法に基づき、特別会計を設けて一般会計と区分して経理する必要があると考えている。

○ 県営国民宿舎特別会計について（観光推進課）（監査意見）

指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者のものとして取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。

当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。

【講じた措置】

地方財政法により、公営企業の経営については、その経理を特別会計を設けて行うこととされており、国民宿舎運営については、地方財政法施行令において、公営企業のうち観光施設事業にあたる。

現在は、指定管理者制度を導入し運営しているが、同制度も公営事業の運営の一つであり、地方財政法に基づき、特別会計を設けて一般会計と区分して経理する必要があると考えている。

○ 小規模企業者等設備導入資金特別会計について

(商工政策課 経営金融支援室) (監査意見)

この特別会計には、小規模企業者等設備導入資金貸付金と中小企業高度化資金事業が混在しているが、中小企業高度化資金事業をこの特別会計に計上する必要性はなく、これを混在させることによって、小規模企業者等設備導入資金貸付金の収支状況をかえって分かりにくくしている。

この特別会計で管理すべきものは、小規模企業者等設備導入資金貸付金に限定し、中小企業高度化資金事業については一般会計に移管するのが望ましい。

【講じた措置】

当該特別会計においては、みやざき小規模企業者等設備導入資金事業と中小企業高度化資金事業の貸付金の原資（一般会計からの繰入金、貸付金の償還金）や一般会計への繰出金、国負担分の償還金など、歳入・歳出を事業毎に明確に区分している。この2つの事業は、共に小規模企業者等の振興に資することを目的としていることから、同一の会計で管理していくことが望ましいため、引き続き、両事業を合わせた一つの特別会計で管理していきたい。

(27) 宮崎県産業振興機構への貸付金について（複数の事業に関連する事項）

○ 産業振興機構への交付額について

(商工政策課 経営金融支援室) (監査意見)

県から産業振興機構への貸付金については、産業振興機構から企業への貸付額を多めに見積もった上で資金を前払いしているため、毎年度余剰額が発生している。この余剰額は翌年度県に返還されるため、県と産業振興機構の間を行き来しているだけであり、非効率的である。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰がゼロとなる運用を行うべきである。

【講じた措置】

みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金事業に係る産業振興機構への交付金については、貸付事務の効率化を図るために、県から同機構に対し、当年度分を一括して交付しているものであるが、結果として毎年度余剰金が生じている実態を踏まえ、今後、必要以上の資金が同機構に滞留することのないよう留意してまいりたい。

○ その他の貸付金について

(商工政策課 経営金融支援室・産業振興課) (監査意見)

産業振興機構は、中小企業・小規模事業者への経営相談など、国からの受託事業も行っている。国からの受託事業は、年度末に事業経費を精算して国に請求し、翌年度に入金されるため、収益の入金に先立って費用の支払いが先行する。

そこで、産業振興機構は県から運転資金を借り入れているが、これも流動資産に計上されている2億円の定期預金を活用すれば足りるため、県からの貸付は基本的に不要である。

【講じた措置】

当該貸付金については、機構の事業実施状況や当該資産の他事業への活用の有無を含めた資金状況を考慮しながら、必要性について検討してまいりたい。

○ 産業振興機構全体の経営状況の把握について

(商工政策課 経営金融支援室・産業振興課) (監査意見)

必要以上の資金が産業振興機構に滞留するのは、個別の事業ごとに収支ベース(フローベース)で資金繰りを考えているからである。産業振興機構全体を残高ベース(ストックベース)で資金の状況を見ることが必要である。また、必要以上の資金が産業振興機構や特別会計に滞留することは、他の事業に資金が回らなくなるということである。

不要な資金は即座に一般会計に返還し、他の事業で有効活用するようにしていただきたい。

【講じた措置】

国への償還額や産業振興機構全体の資金を考慮しながら、必要以上の資金が特別会計や産業振興機構に滞留することのないよう留意してまいりたい。